

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年10月25日午後1時45分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 高橋 隆	3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子	5番 本間 仁一	6番 青木 憲一
7番 浅野 厚司	8番 伊藤 圭一	9番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補佐 山内 美穂
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎

4. 付議事件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第15号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	議第35号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6	議第36号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7	議第37号	非農地証明願に対する可否について
日程第8	議第38号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

嶋貫農地係長

1番から44番までの案件については、▲▲基盤整備の事業エリア追加のための手続きとなります。中間管理事業を利用した基盤整備であるため、一度全ての既存の賃貸借契約を、合意解約するものです。案件毎の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

45番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1,679㎡を第3者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

46番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 1,563㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第35号について、ご説明申し上げます。議案書は8ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外2筆 現況田合計2,201.98㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 775㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、1番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

12番
（渡沢寿委員）　　昨日現地を調査して参りました。申請地全てが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認して参りました。

議長（高橋会長）　　次に、2番の現地調査については、倉田健三推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長　　先日、倉田委員と農地パトロールで回らせていただいた農地です。
申請地につきましては、地権者の■■■■さんの労力不足により、若干草が生えており管理も不十分な土地に見受けられました。自分で管理する能力がないので処分したい、と前々から事務局にご相談いただいていた案件です。この度、▲▲の■■■■さんが買受して下さるということが内々にまとまり、農業委員会に申請があったものです。
現状耕作されていませんが、今後■■■■さんが耕作する見込みがあるということを確認していただいたところです。
以上です。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）　　それでは、始めに、議第35号 1番の案件について、審議いたします。
ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長）　　これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の1番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

議長（高橋会長） 次に、議第35号 2番の案件について、審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の2番の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただ今、提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。議案書は9ページになります。

　　1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲の畑 46㎡について、駐車場として利用するため、申請があったものです。

　　当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　　以上です。

議長（高橋会長） 　　ここで、1番の現地調査について、13番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番
（安達芳紀委員） 　　10月18日に私と山内事務局長補佐、嶋貫係長の3名で現地調査を行いました。この案件につきましては、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　　これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 　　次に、日程第7 議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます

安部事務局長 　　ただ今上程されました、議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

　　本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

　　事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第37号につきまして、ご説明します。議案書は10ページをご覧ください。

1番につきましては、お亡くなりになった■■■■さんの相続人で、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、■■■■字▲▲ 登記地目田が46㎡ 畑が171㎡、合計217㎡が、昭和51年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

なお、先月■■■■さん本人名義の土地について、非農地証明願がありました。相続未登記の土地3筆あり、追加で申請があったものです。相続未登記の土地は、所有権移転登記はできませんが、地目変更登記は可能です。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲登記地目、田が60.09㎡ 畑が195㎡、合計255.09㎡が、昭和50年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っているものです。

申請地は、約6000㎡ある宅地の中に点在する農地で、周囲が外壁と林にかこまれて、宅地と一体的に利用されています。申請地には建物などの工作物がないところもありますが、農地として効率的に利用することが困難なため、証明できるものと判断できます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査については、江口菊次推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

10月20日、江口委員からご報告を頂戴しております。

先月の農地と同様、▲▲という地区までは大きな道路で入ることができるのですが、そこから枝分かれした土地につきましては侵入できないということで、今回の3筆についても山林化していることを確認したとご報告いただいております。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、12番 安達芳紀委員より、報告をお願いします。

13番
(安達芳紀委員)

10月18日に私と山内事務局長補佐、嶋貫係長の3名で現地調査を行いました。この案件につきましては、申請通りであったことをご報告申し上げます。

なお詳細は先ほど係長から説明があったとおりです。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、議第37号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番
（浅野厚司委員）

参考までに伺いたいのですが、相続されていなかったというのほどの時点で分かったのですか。

嶋貫農地係長

■■■■からご相談いただいたときに、ご本人名義の土地があるということはお分かりだったようです。その後、税の課税明細書を過去に遡って確認されたようです。そうすると、お父様から自分が相続を受けるさらに前の代に、相続できない土地があったことを思い出し、土地が足りないことに気づいたとのこと。■■■■さんは■■■■さんから見ると祖父にあたる方ですが、祖父の代から父の代に相続する際、相続人が確定できず、登記できなかったといったこともあったようです。今後さらに相続登記をすることは難しいとは思いますが、田畑でないところを残しておくとする将来的に心配だということで、今回地目だけでも直しておこうということで申請に至った形です。

申請者に認識はあったようですが、前回申請したときに漏れていたという状況のようです。

以上です。

議長（高橋会長）

他に質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの2つの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第38号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年10月12日付け農第564号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定73件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第38号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は11ページからで、14ページにつきましては、総括表となっております。

賃借権設定が73件で計画面積が田163,254.26㎡、畑17,397.61㎡、合わせて180,651.87㎡となっております。

15ページをご覧ください。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、3,871㎡ 外8筆の合計12,135㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、2番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、204㎡ 外6筆の合計12,133㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、3番につきましては、▲▲の■■■■さんと「やまがた農業支援センター」を介して▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、843㎡について、新規の10年契約で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、4番の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するものから23ページの73番の▲▲の■■■■さん自作地までの70件につきましては、基盤整備事業によるもので、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介しての賃借権を設定するものです。

事前に通知させていただいておりますので、内容についてはご覧いただきましたとおりで、件数が多いことから、案件毎の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

それでは、始めに、14番、17番、28番の3つの案件について、審議いたします。

ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長（高橋会長）

これより、本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の3つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長（高橋会長）

次に、59番、67番、70番の3つの案件について、審議いたします。

ここで、12番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の3つの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、12番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、14番、17番、28番、59番、67番、70番を除く67件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番
（浅野厚司委員） 参考までにお聞かせいただきたいのですが、例えば72番の方のように、自分の農地を機構に貸出して自分で借り入れる方法は、この度の基盤整備事業だけでできるのか、一般的にもできるのか教えてください。

嶋貫農地係長

この手続きについては、基盤整備事業ということで、地域全体を機構に入れて、その中で整備をするという事業です。

自分の土地も全て機構に出して、機構からエリア内の土地を借りるという手続きが必要なための処理になっています。

一般的にも不可能ではない手続きですが、11月に小作料を引かれて、自分に入れる手続きが必要なので、現実的に想定される手続きではないかと思います。

13番
(安達芳紀委員)

今の内容に関連する質問です。以前、農政係と情報交換した際に、機構の意向として、やり取りの手数料を将来的には農家負担にしてほしいというような話を聞きました。自分の土地を機構を通して貸し借りした場合も手数料がかかると、単純に負担が増えますが、自分対自分の場合も確実にお金の移動はしなくてはいけないのでしょうか。

嶋貫農地係長

基盤整備に限って申し上げますと、自分の土地を自分が借りる場合でも、必ず賃貸借の形をとっています。16年の契約期間がありますが、工事の進捗状況によって、例えば先に工事が終わった所が既に1枚の田になり、その中で賃貸借の人と使用貸借の人が混在していると良くないということもあり、全体的にエリア内はお金のやり取りを発生させる形で、漆山の協議会の中で決定した経過があります。

先ほどの手数料の件については、今のところ山形県では手数料を頂戴するというところまでは行っておらず、当面手数料は発生しないと思われま。

ご本人からご本人に出す場合もそうですが、最近機構では使用貸借も出てきました。賃借料ゼロで貸出する場合も、機構を通すことができるので、自分から自分への契約を使用貸借にすれば、手数料がかからず同じような手続きが可能かと思います。

議長 (高橋会長)

その他質疑・意見はございますか。

…………なしの声…………

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の67件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長 (高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年10月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時17分）